

## 相模原市農業委員会第20回会議議事録

開 会 日 時 令和2年10月30日 午後1時33分

閉 会 日 時 令和2年10月30日 午後3時14分

開 催 場 所 市役所第1別館1階 第2会議室 他

出 席 委 員 ( 印 )

	西 山 和 秀		市 川 忠 孝		藤 村 達 人
	八 木 拓 美		小 林 康 史		高 橋 三 行
	關 山 富 雄		齋 藤 憲 一		天 野 明
	古 木 清		菱 山 喜 章		加 藤 正 博
	江 藤 昭 利		八 木 健 一		
	阿 部 健		金 井 睦		
	渋谷利雄		榎 田 和 子		

出席委員 18名

欠席委員 0名

傍聴人 0名

事 務 局 齊藤ますみ 鈴木和夫 伊藤和彦 濱端雄高 齊藤綾子 山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席1番

議席6番

## 会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2	議案第40号	農地法第3条の規定による許可申請について
3	議案第41号	農地法第3条の規定による許可申請について
4	議案第42号	農地法第5条の規定による許可申請について
5	議案第43号	農地法第5条の規定による許可申請について
6	議案第44号	農用地利用集積計画の決定について
7	議案第45号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第46号	農用地利用配分計画の作成について
9	議案第47号	農用地利用配分計画の作成について
10	議案第48号	農用地利用配分計画の作成について
11	議案第49号	農用地利用配分計画の作成について
12	報告第36号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について
13	報告第37号	農地所有適格法人の報告について
14	報告第38号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
15	報告第39号	非農地証明書の発行について
16	報告第40号	民事執行法による売却に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
17	報告第41号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
18	報告第42号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため委員が一堂に参集することが困難であることから、Web会議により議事の審議を行い合議体としての意思決定を行った。

議事の内容 次のとおり

**議長（八木会長）**

ただいまから、相模原市農業委員会第20回総会を開催いたします。

初めに、出席委員の確認を事務局次長にいたさせます。

**事務局（鈴木次長）**

（議席順に各委員の出席を確認）

**議長（八木会長）**

ただいまの出席委員は18名で定足数に達しております。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、1番西山和秀委員、6番阿部健委員を御指名いたします。

## 日程1 会務報告

**議長（八木会長）**

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。  
よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、以上で「会務報告」を終わります。

## 日程2 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程2議案第40号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-6及び3-7は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-6及び3-7について一括で説明いたします。

收受番号3-6は、中央区中央に住む譲渡人が、收受番号3-7は、緑区西橋本に住む譲渡人がそれぞれ所有する農地を、宮下本町に住む譲受人が、経営規模拡大のため、所有権移転を受けるための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は1ページを御覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、上九沢の畑、2筆、合計660㎡です。今後の作付は、北側に隣接する自己所有の農地と一体的にヤマトイモの栽培を予定しています。全部効率利用要件については、経営農地8筆、9,597㎡で適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上も満たしています。農作業常時従事要件150日以上については、譲受人は320日、譲受人の妻が170日で要件を満たしています。地域との調和要件については、周辺の農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-6及び3-7については、緑区担当委員さん、お願いいたします。

### 4番（古木委員）

10月24日に現地を調査しました。現場は2か所、2筆ですが、共に良好な耕作をなされており、譲受人の方も年間320日耕作しますので、特に問題ないと思いますが、よろしく御審議をお願いします。

### 議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

質疑なし

### 議長（八木会長）

それでは、採決させていただきます。

議案第40号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程2 議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

### 日程3 議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について

### 日程4 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

#### 議長（八木会長）

それでは続いて、日程3議案第41号、日程4議案第42号については関連議案になりますので、2議案を一括して議題に供したいと思いますが、御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

#### 議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

それでは、議案第41号、議案第42号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

#### 事務局（鈴木次長）

これから、営農型の3条、5条に関わる議案の朗読、説明をさせていただくこととなりますけれども、本来であれば、この場で全ての内容を御説明させていただくのがよいわけですが、Web会議で開催している関係で、音声等の状況もありますので、補足説明の部分につきましては、送付させていただきました資料「議案第41号、42号、農地法第3条、5条、営農型発電設備補足説明」を御覧ください。この資料で補足説明に代えさせていただきます。また、昨年12月に許可しました市内第1号の状況も、写真を併せて添付させていただきましたので、説明とともに御覧いただきたいと思っております。

それでは、伊藤担当課長から、議案の朗読、説明をいたします。

#### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1006は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号3-1006は、借受人のたまエンパワー株式会社が、貸出人が所有する緑区青野原の農地、3筆、2,934㎡について、営農を継続しながら、その上部に太陽光パネルの設置をするために区分地上権を設定するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請理由は、借受人は太陽光発電事業を営んでおり、本申請地上部に太陽光パネルを設置し、発電及び売電を行うためです。本申請地は、令和2年10月より解除条件付法人であるさがみこファームが利用権設定を受けている農地で、営農を継続しながら、その上部に借受人が太陽光発電設備を設置するものです。営農作物は養液栽培によるブルーベリー栽培を行う計画です。太陽光パネルを設置するための支柱につきましては、次の議案第42号において、農地法第5条の一時転用許可申請が提出されています。また、作物の影響については、太陽光パネルの高さは地上2.6メートルから3.6メートルとなっており、農

作業を効率的に行う空間を確保していること、ブルーベリーの育成に適した日照量を確保できていることから、作物への影響はないものと判断しました。なお、審議の結果、許可すると決定した場合、次の議案と許可日調整をし、同日付で許可します。

続きまして、関連議案となります議案第42号の説明をいたします。それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-1026は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページを御覧ください。

收受番号5-1026は、借受人のたまエンパワー株式会社が、貸出人が所有し、株式会社さがみこファームが利用権設定をしている緑区青野原の農地、3筆、2,934㎡のうち、0.88㎡に賃借権を設定して、営農型発電設備の支柱部分を一時転用するものです。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請理由は、借受人は太陽光発電事業を営んでおり、本申請地上部に支柱により太陽光パネルを設置し、発電及び売電を行うものです。太陽光パネルを支える支柱1本当たりの面積は0.0045㎡となります。地番254番は、42本の支柱を設置するため、0.0045㎡掛ける42本で、一時転用面積は0.18㎡となります。続いて、地番256番は、38本の支柱を設置するため、一時転用面積は0.17㎡となります。続いて、地番257番は、118本の支柱を設置するため、一時転用面積は0.53㎡となり、合計で0.88㎡の一時転用面積となります。基礎部分となる杭は、長さ2.5m、直径76mmのスクリー杭を深さ2.2mまで打ち込みます。その杭に支柱をジョイントさせ、高さ2.6mから3.6mの支柱を設置いたします。この工法は営農型発電設備を設置する際の一般的な工法で、強度等については問題ありません。農地区分は農用区域内農地でございます。隣接地への被害防除は、農地全体に転圧をかけ、浸透性防草シートを敷き、雨水及び土砂の流出を防ぐ計画となっております。申請地は緑区役所青野原出張所の東1,770mです。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号3-1006及び5-1026については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

### 2番（八木拓美委員）

10月28日に現地の調査を行ってまいりました。昨年12月3日に許可が出されたソーラー発電設備のところの道を挟んですぐ横に増設するような形で、今回、ソーラーパネルが設置されます。畑の状況からして、きちんときれいになっていたのので、許可自体は問題ないかなと思います。

それと、たまエンパワーの山川社長とお話しする機会がありまして、さきの発電設備のところもですけれども、地域住民の方に、状況というか、今後の展望みたいな説明を何度かなさっているそうですけれども、そんな細かい配慮もあって、近隣住民の方とは

結構うまくいっているということなので、今後も拡大が予想されるのではないかというお話を伺っています。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**17番（高橋委員）**

これだけの面積のところに屋根をつけるわけですから、排水設備とかはどうなっていますでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

排水設備等は特に設置しておりません。

**17番（高橋委員）**

前回やられたところを見ますと、下が防草シートを張ってあるように見えるんですけども、防草シートが100%簡単に水を吸ってくれるのではないと思いますが、この地形も、多少はどちらかに傾斜になっているんですね。

**事務局（伊藤担当課長）**

そうですね。

**17番（高橋委員）**

ですから、1か所に水が集まるおそれがあるのではないかなと心配するんですけども、いかがでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

申請書の中には、雨水対策というのは特に設けられていないんですが、許可をしていただけの場合は、その辺りをきちんと業者に説明して、今回、工事の内容としては、転圧をかけますので、そのときに、それぞれの土地の中心に傾斜をつけるよう依頼したいと思います。

**17番（高橋委員）**

排水設備だけ、よろしく願いいたしたいと思います。

**16番（藤村委員）**

今の点ですけども、私は、その流れは見ていったほうがいいと思います。今回の補足説明の中にも、過去のものの写真が出ていて、これは非常によかったと思います。この形で、いい話ばかり出てくるんですけども、実際はどうかというのを確認する必要があると思います。

一方で、先ほどの高橋委員のコメントですけども、この写真を見ますと、地面いっぱいに使われている浸透性防草シート、もみ殻を通したような隙間だらけの防草シートのように見えますので、これであれば、水がたまるから云々というのは、ちょっと言えないと思います。どうでしょうか。

**17番（高橋委員）**

今、藤村委員が言われた、防草シートが水を下に100%というか、ある程度吸い込んでくれるというお話でしたけれども、私も畑で防草シートを使っています。傾斜があると、やっぱり、低いところにたまるんですね、そこに水がたまるんです。防草シートというのは、だから、本当は、流出係数というのは出なければいけないんですね。雨が100降ったら、何%水が流れるかという数値が本当は出なければいけないんですよ。流量計算っていうんですけども、流量計算が出なければいけないんですね。でも、畑

だから、開発するところが0.088㎡。だから、そんなの、開発のうちに入らないよ、問題ないよということでしょうけれども、ただ、防草シートを張るということで、それだけの水の流量が1か所に集まりやすくなるよということは、やっぱり注意しなければいけないのかなと思ひまして、質問いたしました。

**事務局（伊藤担当課長）**

一応、防草シートは、浸透性防草シートといひまして、第1期で行っているところ、私もどんなシートが見ました。ぎっちり編み目が組まれているわけではなく、隙間が1ミリまではいかないんですけど、1ミリ四方ぐらいの穴が空いているようなものでしたので、全部が全部吸い込むとは限らないでしょうけれども、ある程度、雨水は浸透していくのかなと考えております。

**事務局（鈴木次長）**

今お話をいただいた水の処理については、また、事業者はその旨をお伝えして、影響がないようにしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

**17番（高橋委員）**

よろしくお願ひします。

**議長（八木会長）**

ほかにございせんか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

それでは、ただいま2議案を一括して説明を行ひましたが、採決についても一括とすることで御異議ございせんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第41号、議案第42号について、原案のとおり決定することに御異議ございせんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程3議案第41号、日程4議案第42号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程5 議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 議長（八木会長）

続いて、日程5議案第43号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、7ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-7から5-9及び5-1024から5-1025並びに5-1027は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、8ページから12ページを御覧ください。

收受番号5-7は、借受人の有限会社金子モータースが、貸出人が所有する新磯野の農地、6筆、799㎡を賃借して、車両置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は3ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、自動車販売業を営んでおり、区画整理事業による減歩と事業規模拡大により車両置場が手狭となり、新たに車両置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートパネル高さ30cmで土留めする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は若草小学校の西約450mです。

続きまして、收受番号5-8は、譲受人の的場土建有限会社が、譲渡人が所有する田名の農地、1筆、1,890㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、建設業を営んでおり、現在使用している資材置場を返却し、事務所近くに新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口側を除き、ブロック2段積み及び万能鋼板高さ2.5メートルで土留めをする計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。なお、隣接地両側に住宅があるため、鋼板の設置については、居住者の方と調整し、設置すると譲受人から聞いております。申請地はしおだテクノパイル公園の北西約120mです。

続きまして、收受番号5-9は、譲受人の株式会社サーティーフォーが、譲渡人が所有する双葉1丁目の農地、2筆、1,525㎡の所有権移転を受け、特定建築条件付売買予定地として転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は5ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、譲受人である株式会社サーティーフォーが、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、区域指定を受け、7区画の宅地分譲をするための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、ブロック

積み1から3段で土留めする計画です。雨水については、浸透柵による敷地内浸透によるほか、U字溝を設置、汚水については、公共下水道に接続する計画です。申請地は市立双葉小学校の北約50mです。

ここで、区域指定について少し説明を差し上げます。区域指定とは、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域内であっても、一定の条件に合致した場合、宅地分譲ができるものです。主な立地条件としましては、農業振興区域内ではないこと、区域指定する区域の面積が5,000㎡以上であること、幅員6m以上の連続する道路に接していること、公共下水道に接続が許容されることなどです。

説明は以上です。

続きまして、收受番号5-1024は、譲受人の鉄建基礎株式会社が、貸出人が所有する緑区青野原の農地、4筆、1,429㎡を賃借権を設定して資材置場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。申請理由は、現在使用している資材置場が手狭となり、隣接する土地に新たに資材置場を確保し、一体利用するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として敷地の外周に高さ2mの鋼板を設置し、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原保育園の北東約30mです。

続きまして、收受番号5-1025は、譲受人の丸栄工業株式会社が、譲渡人が所有する緑区长竹の農地、2筆、1,426㎡を所有権移転して、駐車場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は7ページを御覧ください。申請理由は、現在賃借している駐車場が手狭なため返却し、新たに駐車場を確保するための申請です。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として新設コンクリートブロック1から4段を設置し、雨水については、碎石敷きによる敷地内浸透及び南側と東側に向かって傾斜があるため、それぞれに浸透トレンチを設置する計画です。申請地は串川ひがし会館の南西約490mです。

続きまして、5-1027は、貸出人が所有する緑区川尻の農地、2筆、2,353㎡のうち、2,233.11㎡に使用賃借権を設定し、農地造成として一時転用するための申請です。転用期間は、コロナウイルスの影響を考慮して許可後1年となっていますが、通常ですと4か月ほどで完了する予定です。現地の状況につきましては、お手元の資料を御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。申請理由は、耕作予定の作物に適した土壌へ改良し、畑として使用するためです。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、出入口を除き、周囲を高さ80cmの工事用フェンスで囲い、また、施工については、隣地境界から50cm下がって作業をする計画となっております。雨水については、敷地内浸透とする計画です。造成後は肥培管理をした後に、サツマイモ、ジャガイモ、ニンジンを知人と一緒に耕作する予定です。申請地は市立城山学校給食センターの北側です。

以上で説明を終わります。

#### 事務局（鈴木次長）

続いて私から、総会に先立ちまして、22日の役員会での意見等について、何点か御報告させていただきます。

まず、8ページの收受番号5 - 7でございますけれども、土地の形状や車の配置についての確認がありました。この農地につきましては、畑かん用水路を払い下げた土地でございます。縦列して車を置く計画であることを説明させていただきました。

次に、11ページの5 - 1025におきましては、南側への水の流出防止について指示がありましたので、申請者に対しまして、安全対策への説明を行いまして、ただいま伊藤担当課長が御説明させていただきましたとおり、トレンチでの浸透により処理をするものでございます。

次に、12ページの5 - 1027におきましては、5月の総会で許可した農地造成についての状況や、今回の申請に当たっての確認がありました。5月総会で許可した農地造成につきましては、新型コロナ感染の影響を踏まえまして1年の工期を見込んでいたけれども、ここで造成工事としては完了しております。今後の耕作につきましては、工事完了が早まったことで、この時期からの作物は限られたものになってくるかと私自身思います。現在、タマネギなどを植え始めている状況を確認させていただきました。また、工事が完了した時点で、地区担当委員さん、推進委員さんにも確認いただいておりますけれども、今後も状況を見届けていく予定でございます。また、今回の申請に当たりますのは、作付計画や耕作従事者の提出を受けているほか、農地復元計画誓約書など、事業実施の確実性を示す書類の提出を受けておりまして、審査基準も満たしていることを説明させていただきました。

なお、ページが戻りますけれども、9ページの5 - 9におきましては、地区担当委員から区域指定についての再確認がありましたので、先ほど、伊藤担当課長の口述の中に入れて説明をさせていただきました。

以上でございます。

#### **議長（八木会長）**

それでは、説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号5 - 7については、南区担当委員さん、お願いいたします。

#### **1番（西山委員）**

10月26日に現地調査を行いました。案内図で見ますと、大変狭くて長い土地ということで、先ほど鈴木次長から説明がございましたが、金子モータースは軽自動車を中心に扱っているところでして、この幅も4.5mということで、一応、クリアできると思います。写真について説明しますと、かんがい用水の周囲のほかの畑からすると斜めに縦断しているような土地でありまして、道路の中央から左右に入るところもありますし、大変細くて、作物等は作りにくい土地ではなかろうかと思えます。周りの土地よりも約30cmほどくぼんでおりまして、碎石等で地下浸透させるということで、水部門に対する問題はないものと思います。なお、の写真のごみ等は、きれいな状態になっておりました。かんがい用水はところどころ壊れておりまして、この中を水が通ることは、もう考えられないと思います。駐車場として利用するには問題ないと思いますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### **議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 8については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

#### **14番（金井委員）**

10月26日に現地を調査してきました。一部、作物が残った状態ですが、ほかは、きれいに整地されてある状態の畑でした。鋼板の2mというのが、両サイドの民家との調整が必要だと思うので、その辺を上手に対処してもらえれば、ほかには特に問題はないように思っています。御検討よろしく願います。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 9については、南区担当委員さん、お願いいたします。

**3番（關山委員）**

10月24日に現地を見てまいりました。都市計画法第34条第11号の規定によって、調整区域だけれども、7区画の住宅を建てますということで、事務局の説明どおりでございます。農地につきましては、現在は耕作されておりませんが、きれいに管理されておりますので、特に問題ないと思います。御審議のほど、よろしく願います。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 1024については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**2番（八木拓美委員）**

10月28日に現地の調査へ行ってまいりました。この土地自体は、すぐ横にある会社が事業を拡大するということで準備を進めていると話を伺って、周りには畑がない状態です。そういった意味でいうと、勝手に何か流出するということはないのかなと思われるんですけども、耕作への影響はないと思います。現状から見ても致し方ないのかなと思いますので、問題はないのかなと思います。よろしく願います。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 1025については、津久井地区担当委員さん、お願いいたします。

**9番（市川委員）**

10月25日に現地を確認してまいりました。現地は金原準工業地域に指定され、いろいろと整備もされているところでありまして、境界杭も確認しました。事務局で説明されたとおりで問題ないかと思えます。よろしく御審議ください。

**議長（八木会長）**

続きまして、收受番号5 - 1027については、城山地区担当委員さん、お願いいたします。

**11番（齋藤委員）**

10月25日に現地調査してきました。申請地は、相模原市の北消防署城山分署並びに城山学校給食センターの北側に位置する場所です。使用貸借権を設定して一時転用の農地造成ということであります。一度、95cmの深さに掘って、それに赤土を埋めるとのことでございます。赤土を1,893m<sup>3</sup>入れる計画と聞いております。作業するときには、高さ80cmの防護柵を立てて、周りに迷惑がかからないようにする。図面で道路があるのは南側ですけど、向かって左側にある住宅に迷惑がかからないように、造成する場所はセットバックした状況になっていて、考慮されております。図面の右側は、6月に3 - 1003という申請で許可した畑を耕作している場所です。それから、住宅の左側には市の健康づくり農園がございます。申請地は、今、荒廃地というか、休耕地

というか、そんな状況ですけど、再度、耕作できるようにしようという計画でございますので、特に問題はないのではないかなと判断いたします。御審議のほど、よろしくお願いたします。

**議長（八木会長）**

それでは、これより質疑に入ります。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

**[ はいの声 ]**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第43号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程5 議案第43号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程6 議案第44号 農用地利用集積計画の決定について

### 議長（八木会長）

続いて、日程6議案第44号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、13ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第44号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-1019から2-1023は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから15ページを御覧ください。津久井事務所管内の5件について説明します。

整理番号2-1019は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は9ページを御覧ください。契約期間は5年2か月、件数は1件、2筆、面積は2,115㎡です。

続きまして、整理番号2-1020から2-1022は、新規就農に伴い、新たに利用権を設定するものでございます。案内図は10ページから12ページを御覧ください。契約期間は3年2か月、件数は3件、6筆、面積は3,691㎡です。

続きまして、整理番号2-1023は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は13ページを御覧ください。契約期間は5年2か月、件数は1件、1筆、面積は1,018㎡です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

#### 16番（藤村委員）

2-1021の方は、新規就農ということで、経歴というか、状況とか年齢とかを説明していただけますか。

### 事務局（伊藤担当課長）

年齢は41歳で、緑区若柳に在住の会社を営まれている方です。この方は、平成19年にバングラデシュでトウガラシの栽培と食品加工をして、製品を日本で販売していたという経過があります。令和2年8月、当該地区担当農業委員さんによる農業技術の認定を受け、同月、新規就農認定書を交付しました。作付するものは、トウガラシ、ニンニク、サンショウ等の栽培を予定しています。将来的には、トウガラシを中心に、自社及びあぐりんずつくい等で販売を目指している方です。

### 議長（八木会長）

藤村委員、よろしいですか。

#### 16番（藤村委員）

はい、結構です。

**議長（八木会長）**

ほかにございませんか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第44号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程6議案第44号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程7 議案第45号 農用地利用集積計画の決定について

**議長（八木会長）**

続いて、日程7議案第45号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

**事務局（伊藤担当課長）**

それでは、17ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第45号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号2-20から2-144及び2-1024から2-1026は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、18ページから71ページを御覧ください。

整理番号2-20から2-144は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、相模原市農業協同組合の仲介により農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は125件で、212筆、面積は221,196.88㎡です。

22ページをお開きください。

新規の申請は、21ページから22ページにかけての整理番号2-25の2筆目、大島1931番2、30ページの整理番号2-42、大島1889番の農地、合計2件、2筆、1,455㎡となります。案内図は14ページ及び15ページを御覧ください。

続きまして、71ページ、72ページを御覧ください。

整理番号2-1024から2-1026は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、農業者に貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は3件、3筆、面積は1,394㎡のうち1,055㎡で利用権の更新を行うものです。

以上で説明を終わります。

**議長（八木会長）**

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、採決をさせていただきます。

議案第45号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程7議案第45号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程 8 議案第 4 6 号 農用地利用配分計画の作成について

### 議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 4 6 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

### 事務局（伊藤担当課長）

それでは、73 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 6 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 1 6 から 2 - 7 2 及び 2 - 1 0 0 5 から 2 - 1 0 0 6 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により令和 2 年 1 0 月 2 日付け及び令和 2 年 1 0 月 9 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長並びに令和 2 年 1 0 月 4 9 日付けで相模原市長から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 1 0 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、74 ページから 1 0 4 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 6 から 2 - 7 2 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 5 7 件で、1 9 4 筆、面積は 2 0 1, 8 6 1. 8 8 m<sup>2</sup>です。

新規の申請は 8 1 ページを御覧ください。整理番号 2 - 2 6 の 1 筆目、緑区大島の農地、次に 8 3 ページの 2 筆目、緑区田名の農地は、公社中間保有地の貸出しということになっております。8 4 ページを御覧ください。整理番号 2 - 2 9 の緑区大島の農地も新規となっております。件数は 2 件、3 筆、1, 9 6 5 m<sup>2</sup>になります。案内図は 1 4 ページから 1 6 ページを御覧ください。

続きまして、1 0 5 ページ、1 0 6 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 1 0 0 5 から 2 - 1 0 0 6 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市長から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 2 件、6 筆、面積は 5, 1 9 7 m<sup>2</sup>のうち 4, 8 5 8 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

### 議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

### 1 6 番（藤村委員）

7 4 ページ、2 - 1 6 の備考に耕作者変更と書いてあるけど、これ、何ですか。

### 事務局（伊藤担当課長）

以前は、この方ではない方が使用していた農地になります。ここで新たにこの方が借りるということになります。

### 1 6 番（藤村委員）

そうすると、この方としては新規ですね。

### 事務局（伊藤担当課長）

そうですね。

**16番（藤村委員）**

はい、結構です。

それと、77ページの2-18、この方は耕作面積がちょっと狭いんですけど、これはどういう感じでやられているんでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

今、2,000㎡を切っている経過の確認が取れないので、後ほど確認して報告します。

**16番（藤村委員）**

それから、80ページの2-25、組合長が借りているって、これ、どういう経緯なんでしょうか。

**事務局（伊藤担当課長）**

中間保有です。

**16番（藤村委員）**

組合が中間保有ということ？

**事務局（伊藤担当課長）**

農協が中間保有として管理するものですね。

**議長（八木会長）**

農協が中間保有をして管理する。

**16番（藤村委員）**

では、農協が公社に代わって貸出人を探していると、そんな理解でいいですか。

**事務局（伊藤担当課長）**

はい。

**16番（藤村委員）**

はい、分かりました。

**議長（八木会長）**

ほかにございませんか。

**質疑なし**

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第46号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

**[ 異議なしの声 ]**

**議長（八木会長）**

御異議なしと認めます。

よって日程8議案第46号については、原案のとおり決定いたしました。

## 日程9 議案第47号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第47号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事参与が制限されますので、10番小林委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

10番 小林康史委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程9議案第47号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、107ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第47号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号2-73から2-74は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、令和2年10月2日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和2年10月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、108ページ、109ページを御覧ください。

整理番号2-73から2-74は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は2件、13筆、面積は12,546㎡です。

新規となっている農地につきましては、2-73の方、2-74の方とで借りている農地を互いに入れ替えて農地を集積した形になっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第47号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程9議案第47号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第47号の議事が終了いたしましたので、10番小林委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

10番 小林康史委員 会議参加

## 日程 10 議案第 48 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

それでは続きまして、日程 10 議案第 48 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与が制限されますので、3 番關山委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

### 3 番 關山富雄委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程 10 議案第 48 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、111 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 48 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 75 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 2 年 10 月 2 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 10 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、112 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 75 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1 件、3 筆、面積は 5,727 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 48 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程10議案第48号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第48号の議事が終了いたしましたので、3番關山委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

**3番 關山富雄委員 会議参加**

## 日程 1 1 議案第 4 9 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 4 9 号を議題に供しますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により議事参与が制限されますので、1 番西山委員には、恐れ入りますが、御退出をお願いいたします。

### 1 番 西山和秀委員 退出

議長（八木会長）

それでは、日程 1 1 議案第 4 9 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、1 1 3 ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第 4 9 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 2 - 7 6 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、令和 2 年 1 0 月 2 日付けで相模原市農業協同組合代表理事組合長から意見を求められたので同意するものとする。令和 2 年 1 0 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、1 1 4 ページを御覧ください。

整理番号 2 - 7 6 は、農地中間管理機構が所有者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すことについて、相模原市農業協同組合から利用配分計画案の作成に関する意見を求められているものです。件数は 1 件、3 筆、面積は 1,5 7 2 m<sup>2</sup>です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

[ はいの声 ]

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第 4 9 号について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[ 異議なしの声 ]

議長（八木会長）

御異議なしと認めます。

よって日程 11 議案第 49 号については、原案のとおり決定いたしました。

議案第 49 号の議事が終了いたしましたので、1 番西山委員には、議事にお戻りいただくようお願いいたします。

**1 番 西山和秀委員 会議参加**

## 日程 8 議案第 46 号 農用地利用配分計画の作成について

事務局（伊藤担当課長）

先ほど、藤村委員から御質問のありました 77 ページ、議案第 46 号、整理番号 2 - 18 の方について、2012 年から就農しているようですが、この 1 筆しか借りていない状況が続いております。現在も探していますが、2,000 m<sup>2</sup>には達していない状況になっております。

以上でございます。

議長（八木会長）

藤村委員、よろしいですか。

16 番（藤村委員）

よくないけど、まあ、頑張ってもらうしかないですね。

事務局（鈴木次長）

2012 年から農業委員会としても承認はしているということで、10 年ぐらい承認されているわけですが、3 年置きに更新してきたんだと思うんですね。ですから、その部分で探しているということであれば、探すことに対して、今どういう状況なのかというのを御本人に確認しつつ、必要な部分については、こちらからも支援していく形で見させていただくようになるのかなとは思いますが。

16 番（藤村委員）

これ、悪い案件ではないかもしれないけど、ルールとしては認められないので。同時に、公社がかんでいるので、面倒見というか、鈴木次長がおっしゃったような、きめ細かい対応ができない状況じゃないでしょうか。例えば、農協がかんできたり、事務局がやっていたらいいということじゃないけれども、農協さんと割と面と向かっているようなことができるけど、そんなことがあったのかという、状況としてはどうなんですか、公社任せでほったらかしというのが実情じゃないですか。

事務局（鈴木次長）

ここには公社の扱っているものが載っているわけですよ。ですから、それ以外の貸し借り、今、この筆に対して公社が関わっていますということですので、あとの 300 m<sup>2</sup>については、公社を通じて、また貸し借りなのか、相対で貸し借りするのかということもできると思います。ですから、必ずしも公社ではないわけです。この筆は公社が扱っているものですので、今後、300 m<sup>2</sup>分については、農業委員会であったり、公社であったり、農協であったりが支援をして、2,000 m<sup>2</sup>を満たすようにやっていくということになると思います。その結果、農協であり公社があっせんの間に入っていれば、最終的には公社として、ここに 300 がカウントされるということになっています。今は公社が扱っているものしかここに入っていないので、300 足りていないものについては公社とは限らない。

16 番（藤村委員）

この方に対して、足りないよ、駄目だよと、どこかでいっぱい言うわけだよ。そこは、ずっとそれで行くのかということです。

事務局（鈴木次長）

ですから、そこを満たすように、我々農業委員会や農協や農業公社でアドバイスをし

ていくということで御理解いただくしかないと思います。

**16番（藤村委員）**

多分、公社はあんまりきめ細かい部分までできないだろうから、農業委員会がやるということですね。

**事務局（鈴木次長）**

農協にやってもらうというだけではないと思うんですね。自ら農業委員会としてもアドバイス、支援していくということになるのかなと思います。

**16番（藤村委員）**

了解しました。では、よろしく申し上げます。

**議長（八木会長）**

それでは、よろしくお願いいたします。

日程 1 2 報告第 3 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程 1 3 報告第 3 7 号 農地所有適格法人の報告について

日程 1 4 報告第 3 8 号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地  
利用状況の報告について

日程 1 5 報告第 3 9 号 非農地証明書の発行について

日程 1 6 報告第 4 0 号 民事執行法による売却に係る農地等の現況照  
会に対する調査結果の報告について

日程 1 7 報告第 4 1 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報  
告について

日程 1 8 報告第 4 2 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に  
ついて

議長（八木会長）

それでは、続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 2 報告第 3 6 号から日程 1 8 報告第 4 2 号について、御発言がございましたら、  
お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

1 1 9 ページ、相模ファーム、今年は大変なことになっているみたいですけど、この  
状況というのは分かりますか？

事務局（伊藤担当課長）

天候不順により、作物の収穫がよくできなかったと聞いております。

1 6 番（藤村委員）

これは支援策とか何かやられているんでしょうか。それはうちの仕事じゃなくて農政  
課の仕事かな、その点、分かりますか。

事務局（伊藤担当課長）

特に農業委員会からの指導とかはございません。また、農政課からの指導もありません。

1 6 番（藤村委員）

こちら側からの対応の状況は分かりました。本人の状況は分からないね。了解しました。

**議長（八木会長）**

ほかに御発言ございますか。

[ なしの声 ]

**議長（八木会長）**

よろしいですか。

[ はいの声 ]

**議長（八木会長）**

それでは、以上で日程 1 2 報告第 3 6 号から日程 1 8 報告第 4 2 号を終わります。  
以上をもちまして、相模原市農業委員会第 2 0 回総会を終了いたします。